

1. 公益社団法人青森県トラック協会への入会について

公益社団法人青森県トラック協会は、トラック貨物運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保し、事業の健全な発展と公共の福祉に寄与するとともに、トラック貨物運送事業者の社会的地位の向上と、会員相互の連絡、協調を図ることを目的に各種事業を行っております。

また、会員サービスの充実・向上をめざし、様々な取り組みを積極的に行っております。新規事業者、未加入事業者各位におかれましては、ぜひともご加入いただきたくご案内申し上げます。

(1) 会員サービスについて

- ①貨物自動車運送事業に関する資料(情報)の提供
- ②関係法令等の改廃通知
- ③従業員等を対象とする各種研修会、講習会等へのご案内
- ④諸報告、届出等に対する事務的支援
- ⑤各種助成制度

(2) 入会手続きについて

入会申込時に提出してください。(支部窓口において受け付けております。)

- ①入会申込書
- ②許可書の写し(県外本社は、県内営業所新設に伴う申請書及び認可書でも可)
- ③謄本の写し(目的に「一般貨物自動車運送事業」の記載があるもの)※個人事業主は不要

(3) 入会日について(定款第7条)

入会には当協会の理事会の承認が必要となるため、入会日は理事会承認日となります。

承認の可否については、入会承認通知書をもってご連絡いたします。

※承認予定日についてはお申込みの際お知らせいたします。

※理事会の開催は年5回程度(5月、8月、10月、1月、3月)となります。

(4) 会費について(会費規程第2条、第3条、第4条)

会費は、毎事業年度の3か月毎に分割し、請求書発行月の登録車両台数に基づき請求いたします。

第1期(4月～6月)、第2期(7月～9月)、第3期(10月～12月)、第4期(1月～3月)

項 目		金 額
入会金(一時金)		100,000円
平等割		2,000円/月
車	2トンまで	100円/台・月

	8トン未満	150円/台・月
	8トン以上	170円/台・月
	牽引車	100円/台・月
	被牽引車	170円/台・月

※新規入会会員の会費発生月について

理事会承認日が月の１日から１５日の場合は、承認日の当月から会費が発生いたします。

〃 １６日から月末の場合は、承認日の翌月から会費が発生いたします。

２．陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部への入会について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部（陸災防青森県支部）は、陸上貨物運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く）に属する事業の事業主、およびその事業主の団体を会員とする組織です。

当支部におきましては、適正な事業者運営と輸送の安全確保、そして業界最大の課題である「労働災害の防止」を一体となって推進するため、公益社団法人青森県トラック協会への加入とあわせて、陸災防青森県支部へご加入（同時入会）いただきたくご案内申し上げます。

新規事業者、未加入事業者の皆様におかれましては、本趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

分賦金徴収規程（請求書発行10月／年1回）

区分	金額
（１）会員事業場の総労働者数 １０名未満	年会費 ４，０００円／１事業場
	労働者１名につき２００円／年
（２）会員事業場の総労働者数 １０名以上	年会費 ５，０００円／１事業場
	労働者１名につき２００円／年

３．青森県トラック政策研究会への入会のお願い

政治活動を通じて運送事業における諸課題等の改善を図ることを目的に、青森県選挙管理委員会に政治団体としての届出を行っております。その経費は、事業者代表者様から年額2,000円の会費を７月に納入いただき運営しております。本趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。